

ココナワークソフトウェア使用許諾契約書（スマートフォン用）

NTTテクノクロス株式会社

このソフトウェア使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます）は、ココナワークサービス契約を締結された法人/公共機関（以下、「お客様」といいます）とNTTテクノクロス株式会社（以下、「当社」といいます）との間で、「ココナワークソフトウェア」（以下、「本ソフトウェア」といいます）の使用に関して合意するものです。

当社がお客様に許諾するソフトウェアの構成などは、ココナワークの納品物内に示します。

本契約は、お客様が本ソフトウェアをPCやスマートフォン等にインストールまたは、利用を開始した時点で成立するものとします。

第1条（著作権の帰属）

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに帰属するドキュメント（以下、「関連文書」といいます）に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、当社または当社へ当該部分の再販売権および再々販売権（再許諾権および再々許諾権を含む）を許諾した企業、団体あるいは個人に帰属します。本ソフトウェアおよび関連文書は、著作権法および著作権に関する条約等によって保護されています。本ソフトウェアおよび関連文書は、使用を許諾されるものであり、販売されるものではありません。

第2条（使用許諾の範囲）

当社はお客様に対し、以下のことを許諾します。

- （1）本ソフトウェアの対象機器用、または、スマートフォン用アプリを、納品物に記載の数分のPC・スマートフォン等にインストールし、使用すること。
- （2）バックアップ目的に限り、本ソフトウェア及び関連文書を複製すること。

第3条（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行うことはできません。

- （1）本契約第2条第2号に規定される場合を除き、本ソフトウェア及び関連文書を複製すること。
- （2）
本ソフトウェアに関する当社の知的財産および当社が公開していない情報を、

第2条に定める許諾範囲を超えて利用すること、および第三者に提供すること。

(3) 本ソフトウェアもしくは関連文書、およびその複製物を、第三者に対して販売、頒布、貸与、譲渡すること。

(4) 本ソフトウェアおよび関連文書を、ASP サービスに供すること。

(5) 本ソフトウェアおよび関連文書を本契約第2条第1号に規定される場合以外での態様で使用する。

(6) 同じユーザ ID を使用した対象機器の接続において、現在接続している対象機器をその最初の接続から7日以内に別の対象機器に変えること。

(7) 本ソフトウェアを日本国法および関連省令、条例および国際法が禁止する国、地域あるいは団体等へ直接または間接的に持ち出すこと、あるいは、輸出すること。

第4条 (本ソフトウェア上でのアプリケーション利用)

お客様は、本ソフトウェア上で利用するアプリケーションプログラムが当該アプリケーションプログラムのライセンス条項に違反しないことを確認のうえ、利用する義務を負います。お客様は、お客様が当該アプリケーションプログラムを使用したことにより起因する対象プログラムライセンスに関わる如何なる問題に関しても、お客様単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第5条 (ソフトウェアサポート)

お客様は、下記のサポートサービスを受けることができます。

サポートサービスは、a)本ソフトウェアに関するメール、その他当社が指定する方法によるお問い合わせと応答、b)当社がリリースするリビジョンアップソフトウェアの受け取り、となります。

故障切り分け、出張サポート、本ソフトウェアのインストール作業、お客様が本ソフトウェア上で利用されるアプリケーションのサポートなどは本サポートサービスに含まれません。

なお、「リビジョンアップソフトウェア」とは、軽微な機能追加や不具合の修正などを行ったソフトウェアです。本ソフトウェアの機能などを大幅に向上させた新バージョンソフトウェアの受け取りは、上記サポートサービスには含まれません。

第6条 (品質保証)

当社は、お客様が当社あるいは本ソフトウェアの正当な供給者から有効なライセンスを取得している場合、お客様が本ソフトウェアを正当に入手してから9

0日の間、本ソフトウェアが、本ソフトウェアの機能として当社が規定している内容を実質的に実現していることをお客様に保証します。上記は、本ソフトウェアがどのような状況で用いられても当社規定どおりに動作することを保証するものではありません。お客様は、一般にソフトウェア製品の動作は、PC、オペレーティングシステム、動作中の他アプリケーションプログラムの状態、ネットワーク状態、などの影響を受け、ソフトウェア製品が規定どおりに動作しないことがありうることを理解、了承するものとします。上記「実質的に実現している」とは、ある条件下（PC、オペレーティングシステム、動作中の他アプリケーションプログラムの状態、ネットワーク状態、などのある組み合わせ）で、ある手順により本ソフトウェアを操作した時に、本ソフトウェアが当社で規定しているように動作する、ということを意味します。

お客様が本ソフトウェアを正当に入手してから30日以内に、どのような動作条件および操作手順であっても本ソフトウェアが当社の規定に沿った動作をしないことを当社に示した場合、当社は、申し出の時点から30日以内に本ソフトウェアを修正しお客様に提供するものとします。仮に、当社が本ソフトウェアの修正を行うことが出来なかった場合、お客様は、本ライセンス契約を破棄し、支払った利用料の返却を受けることができるものとします。なお、上記はお客様がリビジョンアップソフトウェアを入手した場合には適用されません。

お客様は、当社が、上記以外の保証を明示的、暗黙的に関わらず、一切行わないことを了承するものとします。

第7条 （免責）

当社は、お客様に対し、本ソフトウェアまたは関連文書の欠陥、サービス仕様との不一致について、これらを使用したこと、または使用できなかったことから生じる一切の損害（お客様の情報の消失、毀損等による損害を含みます）に関して、いかなる責任も負いません。

第8条 （有効期間）

本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した時点から、本ソフトウェアの使用を中止する迄とします。お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約は直ちに終了し、本契約第2条に規定する許諾も終了するものとします。本契約の終了後、お客様はすみやかに本ソフトウェア、関連文書およびそれらの複製物を破棄するものとします。

第9条 （リビジョンアップソフトウェア受け取り時の本契約書の更新）

上記サポートサービスによりお客様がリビジョンアップソフトウェアを受け取った場合、本ソフトウェアの使用許諾契約書の内容はリビジョンアップソフトウェア付属の契約書の内容と置き換わります。

第10条 （裁判外紛争解決手続）

本契約若しくはその条項に関連して発生する紛争については、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。なお、仲裁で使用する言語、法律は、日本語および日本国法とします。

以上